

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第三章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（令和5年7月26日 原規規発第2307269号）</u> （施行期日） 第1条 この規定は、令和5年8月4日から施行する。 2. 添付2（管理対象区域図）の免震重要棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和5年5月10日 原規規発第2305107号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については、ALPS処理水希釈放出設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p> <p>附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号） （施行期日） 第1条 2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2については、減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付1（管理区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p><u>附則（令和2年9月29日 原規規発第2009291号）</u> （施行期日） 第1条 2. 第61条については、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における新設エリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） （施行期日） 第1条 2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（ （施行期日） 第1条</u> この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和5年5月10日 原規規発第2305107号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については、ALPS処理水希釈放出設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p> <p>附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号） （施行期日） 第1条 2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2については、減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付1（管理区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び減容処理建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） （施行期日） 第1条 2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p>	<p>免震重要棟の管理対象区域の区域区分変更に伴う記載削除 （令和5年9月15日変更実施）</p> <p>使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の新設エリアモニタ運用開始に伴う記載削除 （令和5年10月31日運用開始）</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第三章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>附則（令和2年5月27日 原規規発第2005271号） （施行期日） 第1条 2. 第5条、第40条及び第42条の2については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p><u>附則（令和2年2月13日 原規規発第2002134号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2の表42の2-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については、増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（平成28年12月27日 原規規発第1612276号） （施行期日） 第1条 2. 第40条の2における水位の監視については、水位計の設置が完了した貯留設備から順次適用する。</p> <p>（省略）</p>	<p>附則（令和2年5月27日 原規規発第2005271号） （施行期日） 第1条 2. 第5条、第40条及び第42条の2については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（平成28年12月27日 原規規発第1612276号） （施行期日） 第1条 2. 第40条の2における水位の監視については、水位計の設置が完了した貯留設備から順次適用する。</p> <p>（省略）</p>	<p>増設雑固体廃棄物焼却設備の設備移管完了に伴う記載削除 （令和5年9月1日移管完了）</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>化学分析棟増床に伴う図面の変更 図面の適正化</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>化学分析棟増床に伴う図面の変更 図面の適正化</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第三章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（令和5年7月26日 原規規発第2307269号）</u> （施行期日） 第1条 この規定は、令和5年8月4日から施行する。 2. 添付2（管理対象区域図）の免震重要棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和5年5月10日 原規規発第2305107号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については、ALPS処理水希釈放出設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p> <p>附則（令和2年5月27日 原規規発第2005271号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p><u>附則（令和2年2月13日 原規規発第2002134号）</u> （施行期日） 第1条 2. 第5条、第87条、第87条の2及び第89条の表89-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については、増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（平成25年8月14日 原規福発第1308142号） （施行期日） 第1条 第61条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和5年5月10日 原規規発第2305107号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については、ALPS処理水希釈放出設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p> <p>附則（令和2年5月27日 原規規発第2005271号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（平成25年8月14日 原規福発第1308142号） （施行期日） 第1条 第61条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。</p>	<p>免震重要棟の管理対象区域の区域区分変更に伴う記載削除 （令和5年9月15日変更実施）</p> <p>増設雑固体廃棄物焼却設備の設備移管完了に伴う記載削除 （令和5年9月1日移管完了）</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>化学分析棟増床に伴う図面の変更 図面の適正化</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>化学分析棟増床に伴う図面の変更 図面の適正化</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表 (Ⅲ. 3. 1. 2 放射線管理)

変更前	変更後	変更理由
<p>3.1.2 放射線管理</p> <p>(中略)</p> <p>3.1.2.5 放射線管理に用いる測定機器等</p> <p>(1) 主要設備</p> <p>(中略)</p> <p>b. 試料分析関係設備</p> <p>各系統の試料等の化学分析及び放射能測定を行うために、津波・地震等による被害が比較的軽微であった5、6号機及び環境管理棟の設備を使用する。なお、化学分析設備の分析スペース及び放射能測定設備が足りず試料の適時処理ができない、放射能測定設備のバックグラウンドが高く低放射能濃度試料の測定ができない状況のため、化学分析棟を設置するとともに発電所構外でも試料分析を実施している。</p> <p>(a)化学分析設備</p> <p>放射線レベルの低減、空調設備の復旧及び分析設備の健全性確認を行い、既存の化学分析設備を使用する。なお、放射線レベルが震災前の値に戻っていないこと、分析スペースも足りないことから、新たな化学分析設備も設置する。</p> <p>(b)放射能測定設備</p> <p>放射能測定設備のうち、γ核種・<u>全α核種・全β核種・トリチウム・ストロンチウム</u>の測定設備を使用する。なお、放射線レベルのバックグラウンドが震災前の値に戻っていないこと、放射能測定設備が足りず試料の適時処理ができないことから、新たな放射能測定設備も設置する。</p> <p>(省略)</p>	<p>3.1.2 放射線管理</p> <p>(中略)</p> <p>3.1.2.5 放射線管理に用いる測定機器等</p> <p>(1) 主要設備</p> <p>(中略)</p> <p>b. 試料分析関係設備</p> <p>各系統の試料等の化学分析及び放射能測定を行うために、津波・地震等による被害が比較的軽微であった5、6号機及び環境管理棟の設備を使用する。なお、化学分析設備の分析スペース及び放射能測定設備が足りず試料の適時処理ができない、放射能測定設備のバックグラウンドが高く低放射能濃度試料の測定ができない状況のため、化学分析棟を設置するとともに発電所構外でも試料分析を実施している。</p> <p><u>化学分析棟では、分析試料に含まれるα核種濃度の詳細な把握を目的とし、核種毎の定量分析を行える環境を整備する。</u></p> <p>(a)化学分析設備</p> <p>放射線レベルの低減、空調設備の復旧及び分析設備の健全性確認を行い、既存の化学分析設備を使用する。なお、放射線レベルが震災前の値に戻っていないこと、分析スペースも足りないことから、新たな化学分析設備も設置する。</p> <p>(b)放射能測定設備</p> <p>放射能測定設備のうち、γ核種・<u>α核種・β核種・全α放射能・全β放射能</u>の測定設備を使用する。なお、放射線レベルのバックグラウンドが震災前の値に戻っていないこと、放射能測定設備が足りず試料の適時処理ができないことから、新たな放射能測定設備も設置する。</p> <p>(省略)</p>	<p>化学分析棟において、α核種分析を実施するため環境を整備する旨を追記。</p> <p>記載の適正化。</p>